

# 山林を所有する皆さん、 山林の管理が適切にできていますか？

令和元年度から森林経営管理制度が始まりました。この制度は、山林を自ら経営管理できない人のためにできた制度です。(森林経営管理制度)

下記、「経営管理権集積計画作成申出書」を大桑村に提出すれば、あなたに代わって村が経営管理してくれる制度で、とてもいい制度です。あなたの負担はありません。

また、この申出書を村に提出しておけば、災害等発生時などあなたが山林の管理責任を問われることはありません。

そして、安心して子供に山林を引き継ぐことができます。

山林の管理を自らできない人は、ぜひ、この申出書を村に提出しましょう。

沼 行政書士事務所が申請手続きの代行をいたします。代行手数料 5,000円(税込み)  
固定資産税納税通知書のコピーと認印をご持参いただければ当職が全てを代行いたします。

### 〈申出書の見本〉

## ◆ 森林経営管理制度の概要

森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。

## ◆ 森林管理制度の取組みの流れ

- ①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化。
  - ②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施する。



# 沼行政書士事務所

行政畫十 沼 尚 司

大桑村大字長野1030-1 ☎0264-55-1301 携帯 090-6529-1935